

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## 義母との縁を 切りたいのですが…

3年前、がんで闘病の末、夫が52歳で亡くなりました。一人娘はすでに嫁ぎ、私は一人で暮らしをしています。

亡夫の父親はもう亡いのですが、80歳の母親は健在です。もともと恐ろしく過干渉の人で、夫婦喧嘩の元はたいいてい義母でした。夫はおとなしい人でしたが、義母のせいで夫婦仲がぎくしゃくし、離婚を考えたことも何度かありました。

結局、我慢を重ねて離婚はせずに済みましたが、夫が亡くなっても私のことは嫁だと思っていて、こちらの気持ちなど意にも介さず、何をどうしろこうしろと未だにいろいろ言ってきます。

そういう人なので、当たり前のようにおよそ親しい友達がおらず、実の娘（夫の姉）とも長く没交渉状態です。

一回限りの人生で、私はまだ50代に入ったばかり。今後はこの人には関わらず、自由に楽しく生きていきたいと思っています。かわいそうですが今きちんと縁を切っておかないと、これから体は弱る一方だし、きっとますます私を頼ってくると思うのです。

縁を切るには「姻族関係終了届」というものを役所に出せばよいと最近聞いたのですが、それで縁は切れますか？

遺族年金はこのまま私に出るでしょうか？

旧姓に戻すほうが縁が切りやすいのなら戻しますが、どうすればよいですか？

お墓は夫の家とは別の所にと考えていますが、どうでしょうか？

## 「姻族関係終了届」の手続きは簡単です。 義母には毅然とした態度で関係を断つことを示しましょう。

お話を聞いて、ずいぶん苦労をなされたことだと感じます。実の娘と疎遠なのは、互いに似た性格だからかもしれません。相手がただ遠慮して合わせているだけなのに気付かず、自分と気が合うと思ってしまう人、私の周りにも確かにいます（笑）。

姻族関係終了届の提出は、年々増えて、今年年に4000件ほどあるそうです。その大半が妻提出。結婚すると法律上、相手側の両親や兄弟姉妹らとは「姻族」になり、この関係は配偶者が亡くなっても続くのですが、それを人為的に終わらせるものです。

法律的にどう違うのかと云えば、義母や義姉ら「3親等内の姻族」の場合は、家庭裁判所が「特別な事情」ありと判断した場合には扶助義務が生じる点でしょう。ただ、よほどのことがない限り家裁も特別な事情を認めないので、大して変わりません。

義母の相続については遺言がない限り、子供である亡夫と義姉が半分ずつで、亡夫の分は娘

さんが代襲相続するので、関係はありません。義姉の相続については、子供がいれば弟にそもそも相続権はなく、子供がいない場合にだけ一定の相続権が生じる可能性があります。これもやはり娘さんの代襲相続です。

さて、遺族年金は終了届の提出に関係なく、ずっともらえますよ。届を出すのに義母の同意は不要だし証人も不要です。手続きも役所に戸籍謄本を出すだけなので、至って簡単です。ただ姓や戸籍はそのままなので、

旧姓に戻して戸籍も別にしたければ、「復氏届」も提出する必要があります。

姓が違えば、お墓は別ということですね。お墓は別というだけで、残る娘さんが両親の墓が別で良いと思うかどうか聞いておくべきでしょう。いずれにしても、これまでずっと過干渉だった義母なので、届を出した旨の報告だけではなく、毅然とした態度で今後関係を断つことを示さないと、なかなか難しいかもしれませんね。

